

平成24年5月14日

たちばな信用金庫

金融円滑化の取組み状況について

たちばな信用金庫（理事長 木村 廣昭）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」の第4条および第5条に基づく貸付け条件の変更等について、平成21年12月4日の法施行日から平成24年3月31日までの取組み状況をお知らせいたします。

詳細は、下記リンクから閲覧できます。

http://www.shinkin.co.jp/t1942/16_plan/data/file015.pdf